

一般社団法人水難学会旅費規則

(目的)

第1条 この規定は、一般社団法人水難学会（以下本会という）における事業の必要経費のうち、会員に対し支給する旅費に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(旅費の支給)

第2条 旅費支出に該当する者は次の各号に該当する者とする。

- 一 本会の主催する事業への参加者のうち、その計画により必要と認められる本会理事、常務委員、統括指導員、国際指導員、広域指導員及び事務局員もしくはスタッフ参加者。
- 二 本会として会員を派遣する事が妥当だと認められる、他団体主催行事への参加者で主催者側から旅費が支給されない者。
- 三 本会の代表として、また、理事会、常務委員会、その他委員会活動として研究、会議、研修会に参加する者。

(旅費の計算)

第3条 旅費として支出されるものは次の各号により計算するものとする。

- 一 交通手段は、原則として公共輸送機関を利用し、当該区間の運賃等で計算するものとする。
 - 二 場所により、タクシー利用などについては、必要区間について領収書の金額を計上する。
 - 三 自動車を利用した場合は、当該目的地までの走行距離に使用したガソリン代金と必要に応じ高速道路使用料金を計上する。
- 2 日当は、別表第1の定額により支給され、領収書のない近距離移動分についてはその中に含む。
 - 3 宿泊料は、宿泊先の区分に応じた別表第1の定額による。

(旅費の請求方法)

第4条 請求方法等については、最も経済的な通常の経路及び方法に旅行した場合の旅費をもって請求する。

- 2 個人において支払った旅費及び宿泊費をまとめて請求し、必要な領収書を添付する。また、事前請求、支払いの場合はその限りではない。
- 3 委員会活動について会議、研究活動などに必要な経費は委員長がまとめてから請求することが出来るものとする。
- 4 別紙「旅費請求書」の書式により記入し、財務（または会計実務担当者）へ遅滞なく提出する。

(支払い方法)

第5条 支払い方法については、現金もしくは振込みにより支払い、手数料は本会負担とする。

- 2 支払いが後日となる場合、当該旅費等については一時的に本人が立て替えるものとする。
- 3 本人の請求に基づき、事務局において適正と思われる金額を支払う。

附 則

1. 本規則は、理事会承認を経て、平成23年6月11日から施行する。
2. 本規則は、理事会承認を経て、平成24年6月 8日から施行する。

別表第1

内国旅行の日当(一日につき) 2,200円

内国旅行の宿泊料(一夜につき) 8,700円

外国旅行の日当(一日につき) 4,400円

外国旅行の宿泊料(一夜につき) 13,400円